

「第4期佐倉市高齢者福祉・介護計画（素案）」 に寄せられた意見と市の考え方について

（1）意見募集結果

意見募集期間	平成21年3月 3日から 平成21年3月17日まで
意見募集結果	意見提出者数： 3名 意見数： 15件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの： 2件 原案のとおりとしたもの： 13件

（2）意見の内容と市の考え方

	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
1	<p>「基本理念について」 ・計画書(素案)の30ページにある『計画の基本理念』では、「高齢者の尊厳の尊重」、「高齢者の虐待防止」、「高齢者の権利擁護」について重点的に取り組んでいくと記述しているのに、『計画の重点施策』の中では、それらが1つも取り上げられておらず、整合性がない。</p> <p>また、特に「高齢者の尊厳の尊重」、「高齢者の虐待防止」については、具体的施策に関する記述がどこにも見られないため、具体的に何をするのか記述していただきたい。</p>	<p>「計画の基本理念」にある記述については、以下のように<u>下線部分</u>を加筆訂正する形で整理しました。</p> <p>『みんなで支え合う都市を実現するため、とりわけ「高齢者の尊厳の尊重」、「高齢者の虐待防止」及び「高齢者の権利擁護」について<u>十分配慮するとともに、以下に示す「重点施策」について積極的に取り組んでいきます。</u>』また、「高齢者の虐待防止」については、市で既に虐待防止ネットワークを構築するなど、実務を遂行しておりますので、「第2部分野別計画」の「第5章」に新たに加筆訂正することといたしました。</p> <p>なお、「高齢者の尊厳の尊重〔高齢者が住み慣れた地域で尊厳をもってその人らしい生活を続けられる〕」については、1つの視点からのみでは整理できる内容でないため、あえて章立てをせずに、計画書(素案)の随所にその必要性を位置付けています。</p>	有

	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
2	<p>「計画の重点施策について」</p> <p>・計画書（素案）の30ページに「計画の重点施策」が4つ記述されており、重点施策1と2については、第2部の分野別計画に関連する施策が記述されているが、重点施策の3と4についてはどれを指すのか不明である。</p> <p>よって、「重点施策」は、分野別計画に項目立てをして具体的に記述されているレベルのものを取り上げるべきと考える。</p>	<p>重点施策3の「保健・福祉・介護に関する情報提供の徹底化」については、計画書（素案）39ページ『3・福祉意識の高揚』の「（2）啓発活動の実施」や52ページ『1・介護予防〔地域支援事業〕の推進』の「（1）介護予防の普及啓発」、108ページ『2・計画の推進体制』の「2．市民との連携体制」に具体的施策を記述しています。また、重点施策4の「介護保険制度の効率的運用」については、106ページ「（3）第1号被保険者の標準保険料額設定の考え方」に記述のとおり、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな所得段階及び保険料率を設定するため、所得段階を従来6段階から9段階に改編いたしております。</p>	無
3	<p>「地域包括支援センターについて」</p> <p>・地域には相談窓口に行けない、申請する家族がないなど、必要なサービスが受けられない高齢者がたくさんいる。地域包括支援センターには、一定の年齢に達した人を必ず訪問するなどして、地域ニーズの掘り起こしをしてもらいたいと思う。市は、地域包括支援センターに対して報告を義務付け、訪問数に応じて支払いをするなど活動が効果的に行われるようなシステム作りをすること。また、担当部署を明記し、何かあったときは市民がすぐ連絡できるようにしておくことも必要である。</p>	<p>平成21年4月から委託方式による5箇所の地域包括支援センターが始動いたしますが、一定の年齢に達した人を訪問することを必須業務として考えておりません。よって、訪問数に応じた支払いをすることも考えておりません。しかしながら、市がこれまで地域の民生委員・児童委員等のご協力により取得した情報（ひとり暮らし高齢者の情報等）は、各地域包括支援センターと共有し、見守りをする中で適宜必要な支援策を講じていきたいと考えております。市としては、支援を必要とされているかたが、的確かつ迅速に必要なサービスを受受できるよう各地域包括支援センターの体制整備及び機能強化に向けて努めてまいります。</p> <p>また、担当部署は、福祉部高齢者福祉課が所管課となりますが、広報さくらや出前講座などの手法により、広報活動を徹底し、周知に努めます。</p>	無

	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
4	<p>「公共交通機関の整備について」</p> <p>・エレベーターの整備が進んでいるが、案内表示が不足している。どこへ行けばあるのかを表示してほしい。</p>	<p>各鉄道駅における案内表示については、「佐倉市福祉のまちづくり計画」に基づき、既に対応済みとなっております。</p>	無
5	<p>「公営住宅の供給について」</p> <p>・計画書（素案）45 ページ「高齢者が生活しやすい公営住宅の供給」の中に「市営住宅の建設、建て替え時において高齢者が生活しやすい構造設備などを導入する」と記述されているが、今後3年以内にこのような計画がないのであれば、削除すべきである。</p> <p>公営住宅を整備するより、民間住宅やアパートの空き室を活用して高齢者に供給するようなことができないのか。また、一人暮らしの高齢者の場合、アパート等に入居しづらい現状があるので、市が何らかの保証をして入居できるような施策を考えていただきたい。高齢者が住む所に安心感を持てるような配慮が必要ではないか。市は、高齢者の住宅事情の実態把握ができていないのではないか。</p> <p>なお、住み替えや増改築に関する相談には、ワンストップサービスで地域の具体的な情報を提供できるようにすること。</p>	<p>第4期佐倉市高齢者福祉・介護計画の計画期間中（平成21年度～23年度）に市営住宅を整備する計画は、現時点においてございません。</p> <p>よって、以下のように、<u>下線部分</u>を加筆訂正する形で整理いたしました。</p> <p>『また、<u>将来、市営住宅の建設・建て替えの必要性が生じた際には、</u>高齢者等が生活しやすい構造・設備等を導入するなど、高齢者の円滑な利用に配慮した住宅づくりを進めます。』</p> <p>また、高齢者の住宅に関しては、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅である高齢者円滑入居賃貸住宅や高齢者専用賃貸住宅に関する情報提供等で対応している状況です。民間住宅の借り上げやアパートの空き室利用、住み替えや増改築に関する相談をワンストップサービスで提供することについては、住宅施策でもありますので、関係部署に伝えとともに、貴重なご意見として受け止め、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	有
6	<p>「介護予防について」</p> <p>・計画書（素案）の分野別計画の第4章と第5章に同じような内容で「介護予防の推進」が記述されているが、内容が重複しているので、どちらかに整理することが必要ではないか。</p>	<p>「介護予防の推進」については、第4章で高齢者の「健康づくり施策」という視点から一般高齢者も当該事業の当事者であることを促し、第5章では「介護保険施策」の一環であるという視点の両方から位置付けをしたものです。これら2つの側面から介護予防事業について記述することで、特定高齢者のみならず一般高齢者に対しても、介護予防を推進することの必要性・重要性を強調したものとしています。</p>	無

	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
7	<p>「介護予防の推進について」</p> <p>・計画書（素案）52 ページに介護予防の普及啓発に関する記述があるが、アンケート調査では8割のかたが介護予防教室のことを知らなかったという結果であった。PR方法や集客方法にも工夫が必要である。リーフレット配布、広報での周知に頼っているだけでは人は集まらない。高齢者だけを集めて何かを行うといった場合、抵抗感を持つ人も多いのではないかと。よって、年齢制限をせず、健康教室のような形で実施すれば人が集まりやすいのではないかと。また、敬老会などの機会に、簡単な口腔体操や椅子に座ったままの筋トレを実施すれば高齢者も興味を持ち、次につながると思う。</p>	<p>介護予防の普及・啓発に関しては、リーフレット・広報紙による周知に加え、講演会や高齢者クラブ、各種サークル、自治会等を対象とした普及・啓発活動（説明、実演・体験）を通じて周知に努めております。また、既に敬老会開催時においても、市職員による指先体操や口腔体操等のデモンストレーションを実施し、積極的な周知に努めているところです。しかしながら、ご指摘のとおりアンケート調査では約7～8割のかたが、介護予防教室について知らなかったと回答されておりますので、今後も、より効果的な周知方法等について研究し、多くのかたに知っていただくとともに、参加していただけるよう努めてまいります。</p>	無
8	<p>「介護予防の推進について」</p> <p>・介護予防リーダーや学習サポーターの養成に係る実績はどのようになっているのか。また、佐倉市としとらん塾には、年間で何人集まったのか。更にその効果はどうだったのか。</p> <p>65歳以上の人だけを介護予防といって集めるのは大変だと思う。65歳以上の人に聞いても、まだ介護している側だという認識がある。足が痛かったりする人は出かけない。もっと若いうちから、親のためひいては自分のためにといいて集めるとか、他の学習会や健康講座、自治会の総会などの中で少し時間をとって介護予防の内容を知らせるなど工夫してほしい。「認知症予防教室」「物忘れ相談」の実施状況はどのようになっているのか。「認知症サポーター」の養成講座は、佐倉市で実施しているのか。また、サポーターは何人いるのか。</p>	<p>介護予防リーダー登録者数は平成18年度21人、平成19年度33人。また、学習サポーター登録者数は平成18年度8人、平成19年度14人。さらに、佐倉市としとらん塾は平成18年度に37回実施、延べ参加者数399人、平成19年度に44回実施、延べ参加者数541人。一定の効果が得られたと認識しています。介護予防の普及・啓発活動については、65歳以上のかたにこだわらず、既に高齢者クラブや自治会等を通じて、周知を図っているところですが、今後もより効果的な広報活動に努めます。認知症予防教室は平成18年度に19回実施、延べ参加者数284人、平成19年度に42回実施、延べ参加者数539人。物忘れ相談は、平成18年度に12回実施、相談件数35件、平成19年度に10回実施、相談件数30件。認知症サポーター養成講座は、市でも実施しており既に1,000人を超えている状況です。</p>	無

	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
9	<p>「特定高齢者の把握について」</p> <p>・計画書（素案）53 ページに、介護予防のための特定高齢者の把握についての記述があるが、どのようにして把握するつもりか。今までと同じ手法や、民生委員・児童委員、かかりつけ医等からの情報提供だけでは十分でないはずである。所沢市では、地域包括支援センターが今後予測される独居、認知症高齢者などの早期の掘り起こし拠点として機能しているし、我孫子市では、75 歳になった全ての高齢者を市が訪問し、実情を把握しているといった事例もある。次年度から地域包括支援センターが5 か所になるので、うまく連携をとり、その辺についても把握できるようにしてほしい。</p>	<p>特定高齢者については、医療保険者が実施する健康診査等と併せて受診する「生活機能評価」による把握のほか、民生委員・児童委員やかかりつけ医等からの情報提供を受け、早期把握に努めてまいりました。</p> <p>今後は、地域包括支援センターが各日常生活圏域に1箇所ずつ（計5箇所）設置されることとなりますので、各地域包括支援センターにおける地域に密着した相談業務や訪問活動の中で得られた情報なども活用し、より効果的な把握と必要な介護予防事業への参加を促すよう努めてまいります。</p>	無
10	<p>「介護保険サービスの推進について」</p> <p>・計画書（素案）58 ページの【基本方針】に「介護保険事業全体のバランスを考慮したうえで、内容の充実に努める」と記述されているが、バランスが崩れた時の対処については、どう考えているのか。財源がなくなったからサービスを減らすというのではなく、サービスの維持と保険料の関係をきちんと市民に説明し、納得のいく形で運営してほしい。またバランスが崩れても、低所得者がきちんとサービスを受けられるよう配慮が必要である。</p>	<p>介護保険制度においては、財源の状況により利用者のサービスを減らすようなことはございません。</p> <p>介護保険の財源については、サービス利用量が多い場合でも、国、県、市及び第2号被保険者の負担分は、サービス給付費の実績に応じて交付されるものですので、問題はございませんが、第1号被保険者に負担していただく介護保険料が高くなることとなります。</p> <p>第4期計画期間内に第1号被保険者にご負担いただく介護保険料の設定については、高齢者の増加によるサービス供給量の自然増や新規施設整備及び介護報酬改定による影響等を考慮し、必要な財源を確保できるようにいたしました。なお、万が一介護保険料で負担する財源が不足した場合には、これまで積み立てた介護保険準備基金を取り崩して対応いたしますのでご安心ください。</p>	無

	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
11	<p>「施設整備計画について」</p> <p>・計画書（素案）の59ページに第4期計画期間中の施設整備計画が記述されているが、「施設計画」が必要量を充足しているのかわからない。</p> <p>例えば、介護老人福祉施設を1箇所（定員100名）整備することになっているが、これによって需要がどの程度満たされるのかということに関する記述も必要であると考えます。</p> <p>よって、施設整備量が必要十分なのか判断できる材料についても記述していただきたい。</p>	<p>施設整備計画については、国の基本指針にある参酌標準〔要介護認定者数（要介護2～5）に対する介護保険3施設及び介護専用の居住系サービスの利用者割合を、平成26年度において37%以下とすることを目標とする〕に準拠しなければなりません。</p> <p>よって、佐倉市の施設整備計画についても、国の基本指針を踏まえて策定しています。</p> <p>なお、第4期計画においては、介護老人福祉施設の入所待ちのかたが非常に多くいる現状を考慮し、特に介護老人福祉施設の整備に重点を置いた計画といたしました。</p>	無
12	<p>「施設整備計画」について</p> <p>・計画書（素案）の59ページに介護老人福祉施設の整備量が、計画期間中「H21；430人、H22；430人、H23；530人」と記述されている。</p> <p>33ページにある現在の整備量330人と整合がとれているのか。</p>	<p>介護老人福祉施設については、平成21年度と平成22年度の施設利用量（整備量）が現状の整備量より100人多くなっていますが、これは入所定員100人規模の新たな施設整備を平成21年度中に見込んでいたためです。</p> <p>よって整合はとれています。</p>	無
13	<p>「施設整備計画」について</p> <p>・計画書（素案）の59ページに、「地域密着型介護老人福祉施設」の整備量は、生活圏域を重複しない形で1箇所ずつ、計4箇所整備すると記述されている。</p> <p>しかしながら、佐倉市の生活圏域の設定数（5圏域）と整合がとれておらず、このままでは、施設が1箇所不足することになってしまうが、問題はないのか。</p>	<p>佐倉市全体の整備量については、11でお示したように、国の参酌標準に準拠して計画しています。</p> <p>よって、地域密着型介護老人福祉施設の整備についても、各日常生活圏域の施設整備と全体の整備量との整合を図る中で整備量を決定しております。</p>	無

	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
14	<p>「施設整備計画」について</p> <p>・計画書（素案）59 ページの（４）第４期計画期間中の施設整備計画で</p> <p>は、小規模多機能型居宅介護施設について、既に整備済みの臼井・千代田圏域を除いた各生活圏域に１箇所ずつ、計４箇所新たに整備すると記述されているが、整備を推進することに関して何か対策はあるのか。介護報酬が３％上がったから、手を上げる事業者があるのではなどというのは安易な考え方である。空き教室を提供するとか、もっとPRをすればとか積極的な具体策を考えるべきである。</p> <p>当該施設は、地域密着型サービスとして使い勝手も良く、周知すればこれからもっと利用者は増えると思う。そして事業者がそれなりの収益を上げられるよう配慮することもこういう施設が増える要因となるであろう。</p> <p>また、特養の待機者が600人余と聞いたが、アンケートによれば、在宅で暮らしたいという割合が６割もある（施設を望む人は１割）ことを考えると、600人余の待機者も在宅サービスが充実していれば、ある程度の人是在宅で生活できることになる。</p>	<p>平成19年度に佐倉市が行った地域密着型サービスの事業実施意向調査においては、事業実施が困難な理由として低額な介護報酬と人員確保の難しさが挙げられておりましたので、平成21年度からの介護報酬改定によって、実施事業者が現れることが期待される所です。</p> <p>小規模多機能型居宅介護については、第４期計画内でも引き続き整備を推進する計画であり、事業を行うための人員や設備の指定基準はございますが、その基準を満たせば、例えば既存の建物を活用する形でも事業を開始することは可能です。</p> <p>しかしながら、空き教室を利用する場合については、指定基準を満たすことは困難であると考えます。</p> <p>また、小規模多機能型居宅介護については、平成18年の法改正により位置付けられた比較的新しいサービスになりますので、今後も市民に浸透するよう周知に努めてまいります。</p>	無

	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
15	<p>・計画書づくりのための計画案に終わってほしくない。第3期計画では、こういうことが出来なかったので、第4期では是非実現させたいとか、計画の策定委員の方たちは、常にアンテナを広げ、現状を把握したり、身近な市民や当事者の声に耳を傾けるといような姿勢がほしい。</p> <p>また、せっかくアンケートを採ったのだから、ただ結果を分析するだけでなく、それを4期の計画にどう反映させたか、また反映させられなかったのか、もっと直截的な踏み込んだ内容でないと第3期計画からのステップが感じられない。実現できたこと、実現できていないこと、実現しなければいけないことをはっきりと打ち出す姿勢が見られない。突っ込んだことを書いて実現できないと困るという守りの姿勢からだとは思いますが、「努めます」「推進します」ではなく、こういう形でやってみるとい具体的な血の通った計画書を読みたいと思う。</p>	<p>今回の計画書(素案)には、市民アンケート調査結果を分析したうえで、計画の重点施策として、介護予防の推進、福祉施設の整備・拡充、保健・福祉・介護に関する情報提供の徹底化、介護保険制度の効率的運用の4項目を掲げ、これらについて積極的に取り組んでいくものとして位置付けをいたしました。</p> <p>計画書に記述している「努めます」「推進します」という表記は、「努力します」「推し進めます」という意を言葉で表現したものであり、決して「取り組まない」わけではございませんので、まずその点についてご理解をいただきたいと思います。</p> <p>また、計画書(素案)108ページ『2・計画の推進体制』の「2.市民との連携体制」にも記述しておりますが、高齢者を取り巻く問題・課題は、当事者本人やその家族の努力、あるいは事業者や行政の支援だけでは解決できるものではありません。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア(団体)など様々な支援や協力が必要不可欠です。</p> <p>そのような実情も加味したうえでの最良の表現として「努めます」「推進します」という記述にあえてとどめておりますので、計画書の趣旨をご理解いただくとともに、地域における高齢者の見守り等で積極的にご協力を賜りますようお願いいたします。</p>	無